

## 平成25年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その14)

区 分	件 名	概 要																		
		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 算</td> <td style="padding: 5px;">18 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="padding: 5px;">議案53件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条 例 案</td> <td style="padding: 5px;">20 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他議案</td> <td style="padding: 5px;">15 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認 定</td> <td style="padding: 5px;">- 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">報 告</td> <td style="padding: 5px;">7 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">提 出</td> <td style="padding: 5px;">- 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">計</td> <td style="padding: 5px;">60 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	18 件	}	議案53件	条 例 案	20 件	その他議案	15 件	認 定	- 件	報 告	7 件	提 出	- 件	計	60 件		
予 算	18 件	}	議案53件																	
条 例 案	20 件																			
その他議案	15 件																			
認 定	- 件																			
報 告	7 件																			
提 出	- 件																			
計	60 件																			
◎予算 (18件) 総務部	<p>【1】 平成25年度三重県一般会計補正予算(第5号) (史跡齋宮跡東部整備事業に係る債務負担行為の変更及び繰越明許費に伴う補正予算)</p> <p>【2】 平成25年度三重県一般会計補正予算(第6号) (補正額 約 1 2 0 億 9 千万円)</p> <p>【3】 平成25年度三重県債管理特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲ 1 2 億 5 千万円)</p> <p>【4】 平成25年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲ 1 千万円)</p> <p>【5】 平成25年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 3 千万円)</p> <p>【6】 平成25年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲ 4 百万円)</p> <p>【7】 平成25年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 3 千万円)</p> <p>【8】 平成25年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲ 4 百万円)</p> <p>【9】 平成25年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 3 千万円)</p> <p>【10】 平成25年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 4 千万円)</p> <p>【11】 平成25年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲ 5 億 8 千万円)</p> <p>【12】 平成25年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 3 百万円)</p> <p>【13】 平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲ 1 4 億 1 千万円)</p>																			

区 分	件 名	概 要
予算 つづき       ◎条例案 (20件) 総務部	【14】 平成25年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 3千万円)  【15】 平成25年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約 1億円)  【16】 平成25年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約▲5千万円)  【17】 平成25年度三重県電気事業会計補正予算(第2号) (補正額 約▲1億円)  【18】 平成25年度三重県病院事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲6千万円)  【19】 三重県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例案	国から交付される地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)により、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、三重県地域経済活性化・雇用創出臨時基金を設置するものである。  (公布の日から施行)  (主な制定内容) (1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。 (2) 平成27年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。 (3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。 (4) 交付金を国庫に返納する事由が生じた場合は、処分の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。
	<参考>	○地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の概要 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、「本対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し本対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」(仮称)を交付する。」とされたことを踏まえ、創設されたものである。 なお、平成26年度の地方単独事業(建設地方債の発行対象経費に該当する事業に限る。)の財源に充てるため、交付限度額のうち事業予算の計上を行った残額の範囲内で基金に積立てを行うことができる。

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p><b>【20】</b> 三重県地球温暖化対策推進条例案</p>	<p>地球温暖化対策が喫緊の課題であることに鑑み、三重県環境基本条例第3条に定める基本理念にのっとり、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的かつ積極的な地球温暖化対策の推進を図るものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1)総則 目的、県の責務、事業者の責務、県民の責務等について規定する。</p> <p>(2)地球温暖化対策に関する事項 地球温暖化対策に関する事項について規定する。</p> <p>① 事業活動における地球温暖化対策 事業者の地球温暖化対策に関する指針の策定及び目標の設定並びに地球温暖化対策計画書の作成及び実施状況の報告</p> <p>② 建築物における地球温暖化対策 建築物における地球温暖化対策指針の策定</p> <p>③ 資源の有効利用等 廃棄物等の発生抑制等による温室効果ガスの排出の抑制及び再生可能エネルギー源の利用</p> <p>④ 森林の整備及び保全 森林所有者と連携した森林の整備及び保全</p> <p>⑤ 地球温暖化による影響への適応 地球温暖化による影響への適応を図るための取組に関する情報提供</p> <p>⑥ 地球温暖化対策に関する理解の促進等 地球温暖化対策に関する教育、学習の振興、普及啓発及び催しにおける地球温暖化対策</p> <p>(3)その他 指導及び助言、報告等の要求、勧告並びに公表について規定する。</p>
健康福祉部	<p><b>【21】</b> 三重県災害救助基金管理条例案</p>	<p>災害救助法の一部改正に鑑み、三重県災害救助基金管理条例の全部を改正するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○災害救助基金の概要 災害救助法第21条第1項に規定する費用の支弁の財源に充てるため設置されている。</p>		
地域連携部	<p><b>【22】</b> 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公職選挙法の一部改正に伴い、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p><b>【23】</b> 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 墓地、埋葬等に関する法律及び同法の施行のための規則に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に係る事務を処理することとする市町に、大台町を追加する。</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、四日市市へ権限移譲されている同法に基づく精神障害者等の指定医師の診察及び保護の申請書の受理等に係る事務の規定を整理する。</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		
総務部	<p><b>【24】</b> 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【25】</b> 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成25年10月10日付けの給与改定に関する報告等に鑑み、勤務一時間当たりの給与額を改正するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>時間外勤務手当等の算定で用いる勤務一時間当たりの給与額の算定基礎として、初任給調整手当、特殊勤務手当(月額)、特勤勤務手当(準ずる手当を含む。)及び農林漁業普及指導手当を加える。</p> <p>国家公務員退職手当法等の一部改正に鑑み、定年前早期退職者募集制度の創設等に関し、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成26年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 定年前早期退職に係る募集、応募、応募の取下げ、認定等に関する規定を新設する。</p> <p>(2) 定年前早期退職者に係る退職手当基本額の割増に関する規定を整備する。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p><b>【26】</b> 三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>事業を実施するため国から交付される交付金に地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を追加するため、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>— &lt;参考&gt; —</p> <p>○三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の概要 地震又は火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等の安心及び安全を確保するため、社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備を行うことを目的に、国から交付された社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を財源として、平成21年度から基金を造成している。</p> <p>○地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の概要 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、「本対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し本対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」(仮称)を交付する。」とされたことを踏まえ、創設されたものである。 なお、平成26年度の地方単独事業(建設地方債の発行対象経費に該当する事業に限る。)の財源に充てるため、交付限度額のうち事業予算の計上を行った残額の範囲内で基金に積立てを行うことができる。</p>
雇用経済部	<p><b>【27】</b> 三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>事業を実施するため国から交付される交付金に地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を追加するため、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>— &lt;参考&gt; —</p> <p>○三重県医療施設耐震化臨時特例基金の概要 大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療施設について、耐震化整備事業を実施し、地震発生時において適切な医療提供体制の確保を図ることを目的として、国から交付された医療施設耐震化臨時特例交付金を財源として、平成21年度から基金を造成している。</p> <p>○地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の概要 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、「本対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し本対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」(仮称)を交付する。」とされたことを踏まえ、創設されたものである。 なお、平成26年度の地方単独事業(建設地方債の発行対象経費に該当する事業に限る。)の財源に充てるため、交付限度額のうち事業予算の計上を行った残額の範囲内で基金に積立てを行うことができる。</p>
	<p><b>【28】</b> 三重県中小企業振興基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>中小企業の振興を図るための事業資金として受納した寄附金の額に相当する金額を基金に積み立てることができるよう規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p><b>【29】</b> 三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>事業を実施するための財源に地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を追加するとともに、国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>— &lt;参考&gt; —</p> <p>○三重県森林整備加速化・林業再生基金の概要 間伐及び路網整備、伐採から搬出及び利用までの一貫した取組による間伐材の有効活用並びに地域木材等の利用を地域で一体的に進めることを目的に、国から交付された森林整備加速化・林業再生事業費補助金を財源として、平成21年度から基金を造成している。</p> <p>○地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の概要 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、「本対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し本対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」(仮称)を交付する。」とされたことを踏まえ、創設されたものである。 なお、平成26年度の地方単独事業(建設地方債の発行対象経費に該当する事業に限る。)の財源に充てるため、交付限度額のうち事業予算の計上を行った残額の範囲内で基金に積立てを行うことができる。</p>
総務部	<p><b>【30】</b> 三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に鑑み、延滞金についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成26年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 地方税法の一部改正に鑑み、当分の間の措置として、次の延滞金の区分に応じて、それぞれで定める割合に引き下げる。 (1)年14.5%の割合の延滞金 特例基準割合に年7.25%を加算した割合 (2)年7.25%の割合の延滞金(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間) 特例基準割合に年1%を加算した割合 (注)特例基準割合は、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年10月から前年9月までにおける平均に、年1%を加算した割合。</p>
環境生活部	<p><b>【31】</b> 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>旅券法の一部改正に伴い、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(旅券法の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1)一般旅券の記載事項の訂正手数料を廃止する。 (2)その他規定を整理する。</p> <p>— &lt;参考&gt; —</p> <p>○旅券法の一部を改正する法律 ・平成25年6月28日公布。公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。 ・旅券に記載された名義人の氏名等に変更が生じた場合に、当該旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、当該一般旅券の名義人の申請に基づき、有効期間を当該申請の時に返納された一般旅券の残存期間と同一とする一般旅券(記載事項変更旅券)を発行する制度を導入。</p>

区分	件名	概要
環境生活部 つづき	<p><b>【32】</b> 三重県環境基本条例の一部を改正する条例案</p>	<p>循環型社会づくり、低炭素社会づくり及び自然共生社会づくりを総合的かつ計画的に進め、持続的発展が可能な社会を構築し、将来にわたって自然と人との共生を確保するため、規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的及び基本理念について、自然と人との共生に関する規定を整備する。</li> <li>(2) 循環型社会づくり、低炭素社会づくり及び自然共生社会づくりの推進についての規定を追加する。</li> <li>(3) 環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに自発的な活動についての規定を整備する。</li> <li>(4) 市町、県民等との協働についての規定を整備する。</li> <li>(5) その他規定を整備する。</li> </ol> <p>— &lt;参考&gt; —</p> <p>○三重県環境基本条例の概要 環境の保全について、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保への寄与と県民の福祉に貢献することを目的として、平成7年3月に制定された。</p>
県土整備部	<p><b>【33】</b> 三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費税法等の一部改正に伴い、入港料及び港湾施設使用料の額の改正を行うものである。</p> <p>(平成26年4月1日から施行)</p> <p>— &lt;参考&gt; —</p> <p>○港湾法 (港湾管理者の料金) 第44条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金(次条第1項の入港料を除く。)を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも30日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。 2～6 (略)</p>
教育委員会	<p><b>【34】</b> 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【35】</b> 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成25年10月10日付けの給与改定に関する報告等に鑑み、勤務一時間当たりの給与額を改正するものである。</p> <p>(平成26年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>時間外勤務手当等の算定で用いる勤務一時間当たりの給与額の算定基礎として、へき地手当(準ずる手当を含む。)を加える。</p> <p>国家公務員退職手当法等の一部改正に鑑み、定年前早期退職者募集制度の創設等に関し、規定を整備するものである。</p> <p>(平成26年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定年前早期退職に係る募集、応募、応募の取下げ、認定等に関する規定を新設する。</li> <li>(2) 定年前早期退職者に係る退職手当基本額の割増に関する規定を整備する。</li> <li>(3) その他規定を整備する。</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p><b>【36】</b> 三重県立美術館条例及び齋宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県立美術館及び齋宮歴史博物館の高校生による利用を促進するため、観覧料の区分の規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 常設展の観覧料について、高校生を無料とする。</p>
警察本部	<p><b>【37】</b> 三重県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に鑑み、三重県留置施設視察委員会の委員の任期等に関し規定を整備するものである。 (平成26年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 三重県留置施設視察委員会の委員の任期を規定する。 (2) その他規定を整理する。</p>
<p style="text-align: center;">&lt; 参考 &gt;</p> <p>○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (留置施設視察委員会) 第20条 警察本部に、留置施設視察委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、その置かれた警察本部に係る都道府県警察の管轄区域内にある留置施設(道警察本部にあってはその所在地を包括する方面の区域内にある留置施設、方面本部にあっては当該方面の区域内にある留置施設)を視察し、その運営に関し、留置業務管理者に対して意見を述べるものとする。 (組織等) 第21条 (略) 2・3 (略) 4 前3項に定めるもののほか、委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌するものとする。</p> <p>○ 留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則 (委員の任期の基準) 第2条 委員の任期についての法第21条第4項の国家公安委員会の定める基準は、1年とし、再任を妨げないこととする。</p>		
防災対策部	<p><b>【38】</b> 災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>大規模災害からの復興に関する法律等の施行に鑑み、復興計画の作成等のため派遣された職員に対し支給される災害派遣手当に関し、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p>
<p style="text-align: center;">&lt; 参考 &gt;</p> <p>○大規模災害からの復興に関する法律 (派遣職員の身分取扱い) 第56条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。</p> <p>○大規模災害からの復興に関する法律施行令 (災害派遣手当) 第43条 法第56条第1項の災害派遣手当は、復興計画の作成等のため派遣された職員が住所又は居所を離れて派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在することを要する場合に限り、内閣総理大臣が定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給するものとする。</p>		

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (15件) 総務部	<b>【39】</b> 当せん金付証券の発売に ついて	公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額及び発売時期を定める。 ○発売総額 平成26年度 160億円以内
環境生活部	<b>【40】</b> 工事請負契約について	桑名市五反田事案恒久対策(分-3)工事 ○場所 桑名市五反田地内 ○契約金額 3,075,300,000円 ○契約方法 一般競争入札 ○請負者住所氏名 津市丸之内24番16号 大成・中村・河建特定建設工事共同 企業体 代表者 大成建設株式会社三重営業所 所長 中嶋 俊嗣 ○工事の概要 廃棄物等掘削撤去工 掘削工 V=32,100m <sup>3</sup> 土留鋼管矢板打込 N=253本 選別工 V=16,366m <sup>3</sup> 遮水壁補強工 オールケーシング N=139本 鋼矢板打込 N=277枚 周辺環境・作業環境対策工 1式 復旧工 1式



区 分	件 名	概 要
地域連携部	<b>【43】</b> 財産の取得について	三重県情報ネットワークシステム用機器の購入 (情報ネットワークシステムの機器を更新するもの)  ○ 金額                    293,115,900円
総務部	<b>【44】</b> 財産の処分について	旧上野商業高等学校敷地等の処分(売払い) ○ 所在地                    伊賀市緑ヶ丘東町920番 他4筆 ○ 種目および数量            土地    46, 601. 36㎡ 建物    14, 145. 18㎡ 工作物 一式 ○ 金額                        402,849,736円 ○ 相手方住所氏名            伊賀市上野丸之内116番地 伊賀市 市長 岡本 栄

区 分	件 名	概 要
地域連携部	<p><b>【45】</b> 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者 所在地 鈴鹿市御薊町1669番地 名 称 三重県体育協会グループ 代表者 公益財団法人三重県体育協会 会長 岩名 秀樹</li> <li>○ 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</li> </ul>
	<p><b>【46】</b> 三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営松阪野球場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営松阪野球場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者 所在地 鈴鹿市御薊町1669番地 名 称 公益財団法人三重県体育協会 代表者 会長 岩名 秀樹</li> <li>○ 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</li> </ul>
	<p><b>【47】</b> 三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営ライフル射撃場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営ライフル射撃場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者 所在地 津市大門10番1号 名 称 三重県ライフル射撃協会 代表者 会長 河野 肇</li> <li>○ 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p><b>【48】</b> 三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県地方卸売市場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県地方卸売市場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 松阪市小津町800番地 名 称 みえ中央市場マネジメント株式会社 代表者 代表取締役 山下 純一郎</p> <p>○指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</p>
県土整備部	<p><b>【49】</b> 三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県流域下水道施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県流域下水道施設の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 松阪市高須町3922番地 名 称 公益財団法人三重県下水道公社 代表者 理事長 北川 貴志</p> <p>○指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</p>
	<p><b>【50】</b> 三重県営住宅(北勢ブロック)の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営住宅(北勢ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅(北勢ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 鈴鹿市寺家町1249番地の1 名 称 鈴鹿亀山不動産事業協同組合 代表者 代表理事 鈴木 基幸</p> <p>○指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<b>【51】</b> 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック)の指定管理者の指定について	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○指定管理者 所在地           名張市鴻之台2番町19番地 名 称           伊賀南部不動産事業協同組合 代表者          代表理事 富永 巖 ○指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
	<b>【52】</b> 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)の指定管理者の指定について	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○指定管理者 所在地           名張市鴻之台2番町19番地 名 称           三重県南勢地区管理事業共同体 代表者          代表 富永 巖 ○指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
	<b>【53】</b> 三重県営住宅(東紀州ブロック)の指定管理者の指定について	三重県営住宅(東紀州ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅(東紀州ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。 ○指定管理者 所在地           名張市鴻之台2番町19番地 名 称           三重県南勢地区管理事業共同体 代表者          代表 富永 巖 ○指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで



区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<b>【57】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年8月5日多気郡大台町神滝地内の国道422号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 27,090円
	<b>【58】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年8月11日津市芸濃町河内地内の県道津芸濃大山田線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 29,571円
	<b>【59】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年9月30日伊賀市玉瀧地内の県道伊賀信楽線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 9,450円

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p><b>【60】</b> 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p><b>【契約名称】</b> 沢地浄水場耐震補強工事  <b>【履行場所】</b> 桑名市多度町力尾地内  <b>【契約金額】</b> 1,615,928,400円  <b>【契約方法】</b> 一般競争入札  <b>【契約の相手方の住所及び氏名】</b>  津市栄町1丁目864番  前田・水谷・霞特定建設工事共同企業体  代表者  前田建設工業株式会社 三重営業所  所長 恒松 尚</p> <p><b>【契約締結の年月日】</b> 平成25年10月23日  <b>【契約期間】</b> 平成25年10月23日から  平成28年3月25日まで</p> <p><b>【契約名称】</b> 野代導水ポンプ所耐震補強工事  <b>【履行場所】</b> 桑名市多度町下野代地内  <b>【契約金額】</b> 966,632,400円  <b>【契約方法】</b> 一般競争入札  <b>【契約の相手方の住所及び氏名】</b>  津市栄町1丁目864番  前田・水谷特定建設工事共同企業体  代表者  前田建設工業株式会社 三重営業所  所長 恒松 尚</p> <p><b>【契約締結の年月日】</b> 平成25年10月23日  <b>【契約期間】</b> 平成25年10月23日から  平成28年3月25日まで</p>